

村山市碁点リバーサイド地区交流促進施設

指定管理者 募集要項

令和7年8月

村山市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

村山市では、村山市基点リバーサイド地区交流促進施設条例(平成4年村山市条例第3号。以下「促進施設条例」という。)に基づき設置された交流促進施設の管理に関する業務(以下「管理業務」という。)を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

【参考】地方自治法第244条の2第3項の規定

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設等の概要

(1) 名称	①村山市農村文化保存伝承館 ②農村伝承の家 ③伝承館テントベース ④さんかく小屋 ⑤最上川ふるさと農園管理棟 ⑥ふるさと伝承広場 ⑦休憩棟 ⑧その他 ・ 市民体験農園 (以下「交流促進施設」という。)
(2) 所在地	①村山市大字河島元杉島 1315 番地の 1 ②村山市大字河島元杉島 1321 番地の 1 ③村山市大字河島元杉島 1314 番地の 1 ④村山市大字大槇 321 番地の 34 ⑤村山市大字河島元杉島 1330 番地の 4 ⑥村山市大字河島元杉島 1315 番地の 1 ⑦村山市大字河島元杉島 1312 番地の 1
(3) 構造	①木造 (2 階建て) ②木造 (平屋) ③幅 55m、延長 160m、草地 ④木造 (平屋) ⑤木造 (平屋)

	・伝承館まつり ・みそ作り教室 ・郷土料理とそばと日本酒を楽しむ会
エ	管理運営費（支出額の合計） 17,597千円
オ	指定管理料 14,300千円
	※別添の「令和4～6年度村山市交流促進施設運営状況」参照

2 指定管理者が行う業務

（1）法令等の遵守

指定管理者は、交流促進施設の管理業務の遂行に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア 地方自治法

イ 促進施設条例及び同施行規則（平成5年村山市規則第3号）

ウ 村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年村山市条例第33号。以下「手続条例」という。）及び同施行規則（平成17年村山市規則第24号）

エ その他管理業務に適用される法令等

オ 村山市暴力団排除条例（平成24年村山市条例第1号）

（2）業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる交流促進施設の管理業務を行うものとする。

ア 交流促進施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

（ア）施設等の確認及び対応

（イ）施設等の修繕及び整備

（ウ）保守管理に係る各種業務

（エ）給水設備の開閉設業務

（オ）施設等に係る経費（消耗品費、光熱水費、草刈）の支払い

イ 交流促進施設の利用の許可に関すること。

（ア）許可申請書の受付及び許可書の交付

（イ）各種届出書の受付

（ウ）利用料金の徴収、減額、免除及び還付

（エ）利用者の応接

ウ 利用促進に関すること。

（ア）自主事業の企画及び実施

（イ）農村伝承の家を活用した農村文化の体験、そば道場、漬物文化の研究、伝統芸能の伝習など本市のそば振興団体その他の団体と連携を図り農業農村の活性化を促進すること

（ウ）伝承館テントベース、ふるさと伝承広場の景観と設備を活用したレジャー体験等の振興を図ること

- (エ) その他有効な利用促進の取組
- エ 市民体験農園の運営に関すること。
 - (ア) 農園利用者の受付及び農園開園式の開催
 - (イ) 開園前の農地耕作及び設備等の確認、準備
 - (ウ) その他運営業務に関する庶務、経理等の事務
- オ その他交流促進施設の管理業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの。
 - (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - (イ) 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
 - (ウ) 施設における利用者の快適な環境の確保に関する措置
 - (エ) 安全対策、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - (オ) 事業報告書の作成及び提出
 - (カ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
 - (キ) その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により交流促進施設の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、市民が広く利用する公の施設としての交流促進施設の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な交流促進施設の環境づくり及び交流促進施設の利用の促進を目ざすとともに、交流促進施設について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全確保に努めること。

また、交流促進施設を活用した農村文化の体験、そば道場、漬物文化の研究、伝統芸能の伝習については、施設における実績やノウハウを持つ地元の関係団体と連携して進めること。

さらに、交流促進施設の景観や設備を最大限に生かし、レジャー施設として幅広い年代に利用してもらうことにより、交流人口の増加につながるよう努めること。

なお、交流促進施設の利用の促進を図るため、市と連携を図り管理運営を行うとともに、交流促進施設の設置目的に適合した魅力ある自主事業の企画及び実施、PRに努め、更には農観連携「アグリランドむらやま」事業の施策を実現するため、市に対して積極的に協力すること。

イ 基本的事項

- (ア) 交流促進施設の利用の許可を、促進施設条例に基づき、公平かつ公正に行うこと。なお、促進施設条例第9条各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないこと。
- (イ) 交流促進施設の管理上支障があると認められる場合（促進施設条例第10条各号のいずれかに該当する場合に限る。）は、施設等の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (ウ) 利用料金は、指定管理者が、促進施設条例第14条第2項に規定する使用料の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、交流促進施設の施設等の利用者から徴収すること。なお、徴収した利用料金は、指定管理者の収入として収受させること。
- (エ) 指定管理者は、市長が認める場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、市長が定める。
- (オ) 指定管理者は、村山市情報公開条例（昭和58年村山市条例第15号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (カ) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (キ) 指定管理者は、自主事業や研究業務を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、交流促進施設の管理業務を統括的に管理する業務責任者、防火管理者の有資格者を配置しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿（緊急連絡体制表を含む）を市に提出しなければならない。職員の異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施すること。特に、防犯対策、防災対策、応急手当等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練すること。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 市は、交流促進施設及び交流促進施設にあらかじめ備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管

理者は、その所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ市に報告しなければならない。

(イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。

(ウ) 指定管理者は、手続条例第10条及び同施行規則第3条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出すること。

(エ) 指定管理者は、手続条例施行規則第7条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、市長に提出すること。

(オ) 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、清掃、警備等、市長が認める一部の業務については、この限りでない。

3 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、市は、予算の範囲内において指定管理料を支払う。指定管理料の額及び支払い方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定で定める。

4 市と指定管理者との責任の分担

次の表に掲げる事案に係る市と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

事 案		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して定める。
利用者（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して定める。
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。）	市
	上記以外のもの	指定管理者

施設等に係る火災保険及び災害保険への加入	市
利用者に係る損害賠償保険（指定管理者が市の出資団体など一定の条件を満たす場合に限り、指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるもの。）への加入	市（なお、左記に該当しない損害賠償保険については、市は加入しない。）

5 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
 なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

6 その他の条件

- （１）指定管理者は、管理業務を行うため、新たに職員を雇用する場合にあっては、現に当該管理業務の処理を市から委託されている特定非営利活動法人村山蕎麦の会の職員の採用に配慮するよう努めること。
- （２）指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市及び特定非営利活動法人村山蕎麦の会から事務引継を受けなければならない。
- （３）指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、交流促進施設の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めること。
- （４）市は、交流促進施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがあること。指定管理者は、これに協力すること。
- （５）指定管理者は、施設にＡＥＤを備え、緊急的に救命措置ができる体制を整え、且つ従業員に対し必要な訓練を実施すること。

7 応募資格等

交流促進施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、次に掲げるすべての資格要件を満たしていなければ指定管理者の申請をすることができないものとする。ただし、施設の設置目的等に応じて、さらに資格要件を付することも可能であるが、条件を付けるほど指定管理者の門戸を狭めることにもつながるため、あくまでも適正な管理を行うための要件とするものである。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ②本市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- ④団体の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- ⑤暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ⑥暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- ⑧国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑨団体の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

8 応募の方法

交流促進施設の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出すること。

（１）応募書類の受付期間

令和 7 年 9 月 3 日（水）から令和 7 年 10 月 10 日（金）まで

（２）応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵送又は信書便による提出にあつては、令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時必着とする。

ただし、指定申請書については、令和 7 年 9 月 18 日（木）午後 5 時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、村山市農林課（所在地等は、第 12 項参照）とする。

（３）応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合にあつては、エからオに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書（別添様式第 1 号）

イ 事業計画書（別添様式第 2 号）（附属資料を含む）

ウ 収支計画書（別添様式第 3 号）

エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）

オ 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録

カ 国税、県税及び市税等の納税証明書（直近 1 年間の証明書）

（４）応募書類の提出部数

正本 1 部及び副本 8 部を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

※ 各部とも上記（３）の順で整えて並べ、インデックスを貼ること。

（５）応募に当たっての留意事項

ア 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。

イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。

ウ 応募書類及び追加資料は、村山市情報公開条例に基づき、公開することがある。

- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- オ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。

9 審査及び選定に関する事項

指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定は、副市長、総務課長、政策推進課長及び財政課長並びに指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する課の長をもって組織した村山市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）において選定する。

（１）選定基準等

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、選定に伴う応募書類及び応募した法人等（以下「申請者」という。）の審査は、原則として書類審査によるものとする。ただし、必要に応じて、面接等により応募書類の内容について聴取りを行う場合がある。

- ア 事業計画書による交流促進施設の運営が、交流促進施設の利用者の平等な利用を確保するものであること。
- イ 事業計画書の内容が、交流促進施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、交流促進施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。
- ウ 当該申請者が、事業計画書に沿った交流促進施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- エ 市が積算した指定管理料額は、１５，８４０，０００円とし、応募の際にその予算限度額を超えた収支計画書が提出された場合は、失格とする。

（２）候補者の決定

審査会において応募書類により、各委員がそれぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を候補者として決定する。

市は、候補者を決定した場合は、その結果を申請者すべてに書面で通知するとともに、公表するものとする。

10 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を交流促進施設の指定管理者とする旨の議案を令和７年１２月に開催される予定の村山市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行うわせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うものとする。

11 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合、又は指示によっても業務内容の改善がみられないと認められる場合は、指定管理者の候補者としての選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ア 村山市議会により指定議案が否決されたとき。
- イ 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき、又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ウ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ その他、指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ア 業務に際し不正行為があったとき
- イ 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- エ 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定締結の解除の申し出があったとき。
- オ その他、市が必要と認めるとき。

(3) 協定締結の解除等について

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除することがある。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての決定、又は指定管理者の指定が取り消された場合で、市に損害が発生したときは損害賠償請求を行う。また、指定管理者に損害が生じて市は賠償しない。

(5) 管理に要した費用の清算

上記(2)により指定管理者の指定が取り消された、又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、市が指定管理者に支払った額に満たないときは、指定管理者は市に対して残額を支払うものとする。

(6) その他

- ア 指定管理者は、事業の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告する。
- イ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一

定期内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

- ウ 自己の都合により指定管理者側から指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう適切な余裕期間をもって申し出をするものとする。
- エ 業務開始前までに候補者選定の取消し、又は指定管理者の指定の取消しとなった場合は、前記 9（2）の申請者の順位に従い、第 2 順位、第 3 順位等の候補者と協定締結について協議を行うことがある。

12 その他の事項

- （1）指定管理者の申請後から業務を開始するまでの期間にかかる必要な経費は、全て申請者が負担すること。
- （2）申請から指定の議決までの間に、法人又は団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- （3）協定書等の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書等に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとする。

13 別添書類の一覧

- （1）基点リバーサイド地区農村文化保存伝承館平面図・地域資源活用工房施設平面図
- （2）令和 6 年度村山市交流促進施設運営状況
- （3）村山市基点リバーサイド地区交流促進施設指定管理者業務仕様書
- （4）指定申請書の様式
- （5）事業計画書の様式
- （6）収支予算書の様式

14 問合せ先及び応募書類の提出先

〔所在地〕 〒995－8666

山形県村山市中央一丁目 3 番 6 号 村山市農林課 6 次産業係

〔電 話〕 0 2 3 7－5 5－2 1 1 1 〔ファクシリ〕 0 2 3 7－5 5－3 7 2 8

〔電子メールアドレス〕 nourin@city.murayama.lg.jp

15 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式（PDF 版）は、本市のホームページからダウンロードすることができる。〔URL〕 <https://www.city.murayama.lg.jp>